

貴自治体名 安城市

懇談日時 10月23日(木) 午前10時30分～11時30分

懇談会場 へきしんギャラクシープラザ(文化センター)1階 講座室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2025年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】自治体DX推進 担当課(**デジタル推進課**)電話(**71-2207**)FAX(**76-1112**)
メールアドレス(**johosys@city.anjo.lg.jp**)

- (1) 情報システムの標準化にあたって国がシステム移行の完了期限を2025年度としているもとでの見通し
()すべての標準化対象事務で期限までに移行できる (☒)期限までの移行は困難
()わからない

※期限までの移行が困難またはわからない場合、その理由をご記入ください。

福祉系の7業務について遅延する見込みのため

- (2) 情報システムの標準化にあたっての自治体独自施策についての考え方

- (☒)独自施策はこれまでどおり実施する ()施策の見直し・廃止を検討している
()その他()
※施策の見直し・廃止を検討している場合、その理由、対象となる施策、見直し内容等を具体的にご記入ください。

(理由)

(見直し・廃止の対象となる具体的な施策と見直しの内容)

- (3) 情報システムの標準化にあたっての費用負担

①システム標準化への移行に必要な経費(イニシャルコスト)

- ()国からの補助金の範囲で移行可能 (☒)自治体で財政負担が発生
()把握していない

※自治体で財政負担が発生する場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。(**積算中**)円

②システム利用料やガバメントクラウド利用料等の運用経費(ランニングコスト)

- ()不変または低減 (☒)増加する見込み ()把握していない

※増加する見込みの場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。移行前()円 → 移行後(**積算中**)円

- (4) ガバメントクラウド(国が整備する全国統一の共通クラウド基盤)について

①ガバメントクラウドの利用

- ()ガバメントクラウドを利用 ()検討中 ()独自のクラウドを利用

- (☒)その他(**ガバメントクラウドを利用しますが、一部は独自クラウドを利用予定**)

※クラウドとはアプリケーション・データなどをインターネット上で管理・保存・利用するサービスのこと

②ガバメントクラウドを利用する場合の理由 ※該当する全部を選択してください。

- ()既存のシステムよりも運用経費が安い ()既存のシステムよりも使いやすい

- ()既存のシステムよりも安定している (☒)国の推奨 (☒)ベンダの選択または推奨

- ()その他()

※ベンダとはシステムやソフトウェアの販売会社のこと

③SaaSの利用

- ()SaaSを利用 ()検討中 (☒)利用する予定はない

- ()その他()

※SaaSを利用または検討中の場合、利用する部局や職務を具体的にご記入ください。

※SaaSとはインターネット上で提供され、利用できるソフトウェアのこと

(5) 標準準拠システム移行後の懸念

- (☐) 担当者への負担の集中 () 職員のシステム利用の利便性低下
() デジタル人材の採用・育成 () ベンダの確保 (☐) 運用費の増大
() 住民サービスが向上しない、または低下する () その他()

(6) 情報システム標準化にあたっての業務への影響

- () 一部業務に遅滞等の影響が出ている () 業務全般に遅滞等の影響が出ている
(☐) 特に影響はない () 把握していない

(7) デジタルデバйд(情報格差)への対策

※従来の紙による窓口での申請や、窓口・電話での問合せ・相談の受付を基本とすることは前提です。そのうえで、すべての住民が平等に情報や福祉にアクセスできるための対応についてお聞きします。

※該当する箇所に○をご記入ください。

	実施	検討中	予定なし
手続きのフォローのための窓口への人員配置	☐		
通信機器による情報を入手・利用できない住民への紙による広報	☐		
スマートフォン講座・相談会等の開催	☐		
高齢者デジタルサポーターの養成			☐
その他()			

【2】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齡福祉課)電話(0566-71-2290)FAX(0566-74-6789) ()
メールアドレス(koufuku@city.anjo.lg.jp)

(1) 介護給付費準備基金・繰越金等

①第9期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2023年度末の準備基金残高 (計画決定時点での見込み)(A)	第9期保険料策定にあてて 取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合〈(B)／(A)〉 (小数点第1位まで)
951,700,000 円	0 円	0%

②次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
第1号被保険者数 (A)	41,015 人	41,326 人	41,564 人
次年度決算繰越金 (B)	595,556,200 円	339,436,018 円	59,274,754 円
1人当たり繰越金 (B)／ (A)	14,520 円	8,213 円	1,426 円
年度末準備基金保有額 (C)	947,466,000 円	1,227,700,000 円	1,235,612,000 円
繰越金＋基金保有額(D)	1,543,022,200 円	1,567,136,018 円	1,294,886,754 円
1人当たり「繰越金＋基金保 有額」(D)／(A)	37,620 円	37,921 円	31,154 円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2024年4月以降の変更は ()ある (☐)ない

①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある (☐)ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

・保険料の全額免除はありますか。 ()ない ()ある

- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない ()ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 ()必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得	世帯合計 300 万円以下
当年合計所得見込額	基準なし
当年合計所得見込額の減少要件割合	5/10
減免割合	申請後に納期が到来する当年度保険料の5割を減免

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	1 件	1 件
保険料減免の金額実績	47,610 円	29,400 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2023年度	2024年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	157	155
	保険料滞納者延べ件数	680	675
保険給付の制限	償還払い人数	0	0
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	6	5
財産差押え	差押え実人数	14	12
	差押え件数合計	35	22

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ある → 実施年月(2001)年(10)月 ()ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

【要件】 ①老齢福祉年金の受給権を有している者であって、市民税非課税世帯に属する者 ②前年の収入額が 103 万円以下の者であって、かつ生計同一者(他の世帯員、同一敷地内に居住する親族及び扶養者)の収入額と合計しても 164 万円以下の者 ③その他前号に準ずるものとして特に市長が必要と認める者 【適用除外】 ・生活保護受給者 ・預貯金等の額が、単身世帯では 350 万円を超える者、その他の世帯では生計同一者が1人増えるごとに 100 万円を加算した額を超える者 ・市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる者 ・市民税等の滞納者又は生計同一者に市民税等の滞納者がいる者 ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している者又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している者	
---	--

2) 訪問介護利用料の助成割合 (5/10)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (5/10)

4) 施設サービス利用料の助成割合 (なし)

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない (○) ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
利用料減免件数	30 件	26 件
利用料減免の金額実績	376, 020 円	379,641 円

(5) 介護保険施設、グループホーム入所者等への食費・居住費の助成制度

①介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度がありますか。

(○) ある → 実施年月(2005)年(10)月 () ない

②ある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

【対象となるサービス】

指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護保険施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

【要件と負担限度額(1日あたり)】

<全段階共通>

- ・世帯全員が市民税非課税

<第1段階>

- ・収入要件 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者
- ・預貯金等の資産要件 単身:1,000 万円以下、夫婦:2,000 万円以下
- ・食費負担限度額 施設サービス:300 円、短期入所サービス:300 円
- ・居住費等負担限度額 ユニット型個室:880 円、ユニット型個室的多床室:550 円、従来型個室:550 円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合:380 円)、多床室:0 円

<第2段階>

- ・収入要件 本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)＋年金収入額が80.9万円以下
- ・預貯金等の資産要件 単身:650 万円以下、夫婦:1,650 万円以下
- ・食費負担限度額 施設サービス:390 円、短期入所サービス:600 円
- ・居住費等負担限度額 ユニット型個室:880 円、ユニット型個室的多床室:550 円、従来型個室:550 円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合:480 円)、多床室:430 円

<第3段階①>

- ・収入要件 本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)＋年金収入額が80.9万円を超え120万円以下
- ・預貯金等の資産要件 550 万円以下、夫婦:1,550 万円以下
- ・食費負担限度額 施設サービス:650 円、短期入所サービス:1000 円
- ・居住費等負担限度額 ユニット型個室:1,370 円、ユニット型個室的多床室:1,370 円、従来型個室:1,370 円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合:880 円)、多床室:430 円

<第3段階②>

- ・収入要件 本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)＋年金収入額が120万円を超える
- ・預貯金等の資産要件 単身:500 万円以下、夫婦:1,500 万円以下
- ・食費負担限度額 施設サービス:1,360 円、短期入所サービス:1,300 円
- ・居住費等負担限度額 ユニット型個室:1,370 円、ユニット型個室的多床室:1,370 円、従来型個室:1,370 円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合:880 円)、多床室:430 円

(6) 総合事業

①総合事業の「事業対象者」数をお答えください。(300)人 ※指定がなかったため、2025年4月1日時点としました。

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2025年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2024年	2025年	2024年	2025年
現行の訪問介護相当の訪問介護	20	21	236	231
生活支援型訪問A(緩和した基準)	13	13	29	26
現行の通所介護相当の通所介護	34	34	764	781
通所型サービスA(緩和した基準)	12	12	32	29
通所型サービスC(短期集中予防)	7	5	131(※)	168

※昨年度の回答にあった「150」は、通所型だけでなく訪問型を含めた延べ人数から平均をとったものであると思われる(=149.66...)ため、通所型のみの人数で改めて算出しました。

(7) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(88)人(令和7年4月現在)

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

()把握している → 入所者数()人 待機者数()人 (年 月現在)

(○)把握していない

③ 特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○)当該施設に任せており、対応はしていない

(8) 施設サービス基盤整備

① 特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第9期(～2026年度)		2024年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	8 (0)	698 (0)	8 (0)	698 (0)	8 (0)	698 (0)
介護老人保健施設	3 (0)	310 (0)	3 (0)	310 (0)	3 (0)	310 (0)
認知症グループホーム	14 (0)	261 (0)	14 (0)	261 (0)	14 (0)	261 (0)
特定施設入居者生活介護事業所	3 (0)	87 (0)	3 (0)	87 (0)	3 (0)	87 (0)

② サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2025年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	8	347
住宅型有料老人ホーム	8	375

(9) 介護施設の夜勤形態について

① 介護施設の夜勤形態について把握をしていますか。

()把握している (○)把握していない

② 職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置 施設数	2交替(12時間以上 の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替 が混在	その他
特別養護老人ホーム					
介護老人保健施設					
グループホーム					
小規模多機能					
看護小規模多機能					

短期入所					
------	--	--	--	--	--

③上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロアー・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(10)次期(第10期)介護保険事業計画策定委員会

- ①計画策定委員会の公開 ☐公開する ☐公開しない ☐未定
 ②計画策定委員の公募枠 ☐ある → 公募枠(2)人 ☐ない ☐未定

(11)高齢者福祉施策

①加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

☐予定がある (年 月から) ☐検討中 ☐予定がない
☒実施中

事業名	対象者	助成額	2024年度助成実績 (人数・金額)
安城市高齢者補聴器 購入費助成事業	以下のすべてを満たす者 ・市内に住所を有する 65歳以上の方 ・両耳の聴力レベル がそれぞれ30デシベル 以上であって、聴覚 障害による身体障 害者手帳の交付対象 とならない方 ・補聴器の購入に係 る補装具費その他の 法令の規定に基づく 給付または事業の支 給対象とならない方 ・市の定めた医師によ り補聴器が必要であ ると認められた方	市 民 税 課 税 世 帯 15,000 円 市 民 税 非 課 税 世 帯 30,000 円	人 円 ※2025.4.1 から実施

②加齢性難聴の検診制度がありますか？ある場合は、実施内容をご記入ください。

☐ある ☒ない

③高齢者の外出支援施策について、該当項目に○印を付してください。

- 1) 地域巡回バス ☒ある ☐ない ☐検討中
 2) タクシー代助成 ☒ある ☐ない ☐検討中
 3) その他の移動支援がありますか？ある場合または検討中の場合は、実施内容をご記入ください。
☒ある ☐ない ☐検討中

車両を使って買物や通院付添などを行うボランティア団体に対し、生活支援にかかる運営費の

一部を補助している。

4) 外出支援策について前年度から変更がありますか。ある場合は、変更内容をご記入ください。

(○)ある ()ない

今年度より、上記の外出支援に利用する自動車に係る自動車保険料を補助対象経費に追加した。

(12) 認知症関係

①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は

(○)2027年4月に作成予定 ()作成予定は未定

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は

(○)実施している → 保険料の補助は (○)全額補助 ()一部補助 ()補助なし
()実施していない

③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。

()実施している → 自己負担は ()無料 ()有料 (自己負担額 円)
(○)実施していない

(13) やむを得ない事由による老人福祉法の措置

※2024年度措置件数

やむを得ない事由	施設入所件数 (第11条1項2号)	居宅サービス等件数 (第10条の4第1項)
虐待	2	2
認知症		1
その他()		

(14) 65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

→2024年4月以降、対象者・要件の変更は ()ある (○)なし

①認定書の発行枚数実績は → 2023年度(374)枚、2024年度(444)枚

②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2023年度()件、2024年度()件
(○)一部認定書を送付している → 2023年度(202)件、2024年度(285)件
()自動的に送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

()要介護1以上は基本的に該当する

(○)障害高齢者自立度(A1)以上は基本的に該当する → 要介護要件 (○)ある ()なし

※要介護要件がある場合は、(要介護1)以上

(○)認知症高齢者自立度(IIa)以上は基本的に該当する → 要介護要件 (○)ある ()なし

※要介護要件がある場合は、(要介護1)以上

()その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0566-71-2230)FAX(0566-76-1112)

メールアドレス(kokuho@city.anjo.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定 義	2024年度	2025年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (9.0) %	× (9.53) %
	資産割	固定資産税額	× (-) %	× (-) %
	均等割	加入者1人につき	37,200 円	40,600 円
	平等割	1世帯につき	25,200 円	26,400 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			111,238 円	117,107 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 8,500 円	予算 8,500 円
※2024年は予算・決算、2025年は予算			決算 8,500 円	

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2024年度	2025年度	増減
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、給与所得200万円〈妻の年収0〉 ※2割軽減世帯	280,400 円	300,500 円	20,100 円
2	夫婦世帯(70歳代)、年金所得80万円(年金収入190万円)〈妻年収0〉 ※5割軽減世帯	83,000 円	88,900 円	5,900 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 ※7割軽減世帯	18,600 円	20,000 円	1,400 円
4	単身世帯(20歳代)、給与所得100万円(給与収入155万円) ※軽減なし世帯	113,600 円	121,200 円	7,600 円

※資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③次年度繰越金・基金保有額

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
被保険者数 (A)	31,896 人	30,546 人	29,155 人
次年度決算繰越金 (B)	1,203,640,396 円	852,743,685 円	607,754,478 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	37,736 円	27,917 円	20,846 円
年度末準備基金保有額 (C)	255,937,000 円	257,080,000 円	258,736,000 円
1人当たり保有額 (C)／(A)	8,024 円	8,416 円	8,874 円
繰越金＋基金保有額(D)	1,459,577,396 円	1,109,823,685 円	866,490,478 円
1人当たり「繰越金＋基金保有額」(D)／(A)	45,761 円	36,333 円	29,720 円

(2)保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1)低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(○)ある ()ない

2)低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

国保加入者が福祉医療費助成(心身障害者、母子家庭等、精神障害者)を受給しており、世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額の合計が150万円以下であること。

3)低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	40 件	50 件
保険料減免の金額実績	299,600 円	400,700 円

4)低所得者減免に対する一般会計からの繰り入れはありますか。 (○)ある ()ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1)子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある ()検討中 (○)ない

2)ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1)収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2)ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得 世帯主及び国保加入者の総所得金額が300万円以下であること。
当年合計所得見込額 世帯主及び国保加入者の総所得金額が150万円以下であること。
当年合計所得見込額の減少割合 前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すること。
減免割合 所得割額の10分の5相当額を減免。

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	25 件	31 件
保険料減免の金額実績	1,444,100 円	1,771,200 円

(3)資格証明書・留め置き・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書・留め置き世帯数等

質問項目	2024年6月1日	2025年6月1日
被保険者数	29,793	28,496
世帯数	19,247	18,813
滞納世帯数	1,334	746
資格証明書交付世帯数	0	0
特別療養費支給対象世帯数	0	0
留め置き世帯数(※1)	110	226
未交付・未更新世帯数(※2)	0	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書の交付または特別療養費の支給 (2025年6月1日現在)

資格証明書の交付または特別療養費の支給で独自に配慮している点がありますか。

(○)国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は対象から除外している

()高校生世代以下の子どものいる世帯

()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

()病弱者のいる世帯

()次の場合は、対象から除外している

--

③保険料(税)滞納者への差押え等

1)差押えの基準をご記入ください。→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

・国税徴収法
・地方税法第728条

2)以下の件数をご記入ください。

質問項目		2023年度	2024年度
財産調査件数 (市税全体の件数)	※国民健康保険税に係る財産調査件数については、未集計のため、不明。	123,238	168,158
差押え件数	件数	281	306
	給与	51	84
	不動産	2	3
	預貯金	172	175
	生命保険(内学資保険)	18(0)	12(2)
	その他	38	32
競売による現金化		0	0
徴収の猶予	申請件数	1	0

換価の猶予	許可件数		1	0
	申請件数		1	0
	許可件数		1	0
	職権件数		5	5
<u>滞納処分の停止</u> (適用件数) ・単位は期別件数	・地方税法第15条の7		1,815	1,756
	件数 内訳	無資力(第1項第1号)	841	1,101
		生活保護(第1項第2号)	539	266
		生活困窮(第1項第2号)		
		所在不明(第1項第3号)	273	389
		その他(第5項)	162	0

(4) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

(☒)ある (☐)検討中 (☐)ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2023年度	2024年度
一部負担金の相談件数	0 件	0 件
一部負担金の申請件数	4 件	3 件
一部負担金減免の延べ件数	0 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	0 円	0 円

(5) マイナ保険証登録率・利用率、資格確認書

① 国民健康保険加入者のマイナ保険証登録率・利用率 (2025年6月現在)

登録率 66.2% 利用率 34.7%

② 資格確認書の交付についての貴自治体の対応は。

(☒) マイナ保険証登録者には、要配慮者に限り資格確認書を交付する。

(☐) 全ての国民健康保険加入者に送付する。

(☐) 全ての国民健康保険加入者に交付できないか検討中。

(☐) その他 ()

③ 資格確認書の交付などについて、困っていること、改善してほしいことなどがあればご記入ください。

特になし

(6) 国保運営協議会 → 2024年4月以降の変更は (☐)ある (☒)ない

① 運営協議会の公開 (☒)公開している (☐)公開していない

② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 (☒)掲載している (☐)掲載していない

③ 運営協議会委員の被保険者枠は (5)人 そのうち、公募枠は (2)人

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課(社会福祉課)電話(0566-71-2224)FAX(0566-74-6789)

メールアドレス(seiho@city.anjo.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

① 生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2023年度	2024年度
相談件数	216 件	187 件
申請件数	154 件	125 件
保護開始件数	136 件	104 件

② 利用(受給)世帯数と人数

質問項目	2024年4月分	2025年4月分
世帯数	659 世帯	658 世帯
うち、外国人世帯数	45 世帯	44 世帯
人数	799 人	789 人
うち、外国人人数	84 人	87 人

※以下は市のみお答えください

③扶養照会

質問項目	2023年度	2024年度
1) 扶養照会したケース数	399 件	402 件
2) 扶養照会した扶養義務者数	882 人	850 人
3) 上記2)のうち金銭的援助が受けられるようになった扶養義務者数	0 人	0 人

④生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2024年4月現在	8 人(1 人)	3 年 0 カ月	0 人(0 人)
2025年4月現在	8 人(0 人)	3 年 0 カ月	0 人(0 人)

※正規職員には暫定再任用職員(フルタイム)を含む

※非正規職員をケースワーカーとして配置している理由をご記入ください。

--

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2025年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	0 人	—

3) 1ケースワーカー当たりの世帯数・人数

	世帯数	人数
2024年4月現在	82 世帯	100 人
2025年4月現在	82 世帯	98 人

4) 専門職としての採用(2025年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 (○)あり ()なし

5) 生活保護担当部署に配置されている会計年度任用職員について

職種	フル・パートの別	人数
就労支援員	パート	1 人
(ケースワーカー(地区担当)補助)	パート	1 人
()		人

(2) 生活困窮者支援 担当課(社会福祉課)電話(0566-71-2224)FAX(0566-74-6789)
メールアドレス(seiho@city.anjo.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援		直営		
住居確保一時金窓口		直営		
シェルター(一時生活支援)	実施	委託	2	社会福祉法人
地域居住支援	未実施			
就労準備支援	実施	直営+委託	1	NPO 法人

就労訓練	未実施			
家計改善支援	実施	直営		
子どもの学習・生活支援	実施	委託	1	公益社団法人
町村の相談支援	未実施			
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

		2023年度	2024年度
	新規相談受付件数	476	580
	プラン作成件数	48	40
	就労支援対象者数	50	43
事業等 利用 件数	住居確保給付金	23	29
	シェルター(一時生活支援)	14	6
	地域居住支援		
	就労準備支援	0	6
	就労訓練		
	家計改善支援	0	1
	子どもの学習・生活支援	64	81
	町村の相談支援		-
	その他()		

(3)低所得世帯等へのエアコン助成 (社会福祉課) 電話(0566-71-2245)

FAX(0566-74-6789) メールアドレス(fukushisoudan@city.anjo.lg.jp)

①自治体独自の低所得世帯・高齢者世帯等へのエアコン購入費助成事業がありますか。

※国の住宅省エネキャンペーン、子育てグリーン住宅支援などは除く。

()ある (○)ない ()検討中

②ある場合は、実施内容(対象者、助成額、助成実績)をご記入ください。

対象者	助成の有無	助成額	助成実績(件)
生活保護利用世帯			
高齢者世帯			
住民税非課税世帯			
その他()			

4. 福祉医療など 担当課(国保年金課) 電話(0566-71-2232) FAX(0566-76-1112)

メールアドレス(kokuho@city.anjo.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2024年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日) 令和6年4月1日

(改定内容) 子ども医療費助成制度について、高校生世代は入院に係る自己負担額のみを対象としていましたが、その範囲を拡大し、中学生までと同様に高校生世代(18 歳年度末まで)の通院に係る自己負担額を助成対象とします。

5. 子育て支援策

項目	担当課	電話	FAX	メールアドレス
(1)②2)、③、④	こども課	0566-71-2227 0566-71-2272	0566-76-1112	shien@city.anjo.lg.jp
(1)①、②1)	社会福祉課	0566-71-2245	0566-74-6789	fukushisoudan@city.anjo.lg.jp
(2)	学校教育課	0566-71-2254	0566-77-0001	gakkyo@city.anjo.lg.jp
(3)①	総務課	0566-71-2253	0566-77-0001	kyoikusomu@city.anjo.lg.jp
(3)②、④	保育課	0566-71-2273	0566-76-2228	hoiku@city.anjo.lg.jp

(1) 子どもの権利を守る施策

①教育・学習支援 (○)実施 ()未実施

	2024年度実績	2025年度予算
カ所数	3カ所	3カ所
人数	81人	90人
実施時期(○月～○月等)	4月～3月	4月～3月
実施日・回数等	土曜日・日曜日 51回	土曜日・日曜日 51回
対象者の学年	中学生・高校生	中学生・高校生

※実施している場合の具体的な内容や対象者の要件等をご記入ください。

シルバー人材センターの教員OBや大学生ボランティアによるサタデースクール(無料)を実施しています。

対象者: 児童扶養手当受給、生活保護受給、就学援助受給世帯の子ども

②「無料塾」、「こども食堂」への支援

1)「無料塾」への支援 ()実施 (○)未実施

2024年度実績 ()カ所()人、決算額()円

2025年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

2)「こども食堂」への支援 ()実施 (○)未実施

2024年度実績 ()カ所()人、決算額()円

2025年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

給付的な支援は行っていないが、情報交換会の開催や個人や団体からの寄付の情報を提供するなど後方支援を行っています。

③こども家庭センターについて

1)こども家庭センターの設置状況 ()設置済み ()設置を検討中 ()設置しない

2)こども家庭センターを設置している場合の状況

設置カ所数(1)カ所 設置場所(健康推進課(保健センター)及びこども課こども家庭係(本庁舎))

職員体制	人数(人)	任用形態	専任・兼務	所持している資格
センター長	1	①	専任・兼務	
統括支援員	1	③	専任・兼務	保健師
子ども家庭支援員	3	①	専任・兼務	保育士1名、保健師1名

虐待対応専門員	3	①、⑩	専任・兼務	教員
保健師	15	①	専任・兼務	保健師
心理担当職員	1	①	専任・兼務 (育休中)	
その他(関係事務を担当)	3	①、⑧	専任・兼務	うち1名保育士

※任用形態は①正規職員、②フルタイム再任用職員、③短時間再任用職員、④任期付職員、⑤短時間任期付職員、⑥臨時職員、⑦フルタイム会計年度任用職員、⑧パートタイム会計年度任用職員、⑩その他、から選択してご記入ください。

④要保護児童対策地域協議会について

1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況 (○)設置している ()設置していない

2) 要保護児童対策地域協議会を設置している場合の状況

設置か所数(1)カ所 設置場所(こども課)

職員体制 全体(11)人 うち正規職員(7)人 →うち専任(7)人・兼任()人

正規職員以外(4)人 →うち専任(4)人・兼任()人

(2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2024年度	2025年度
受給者数	1,345人	1,344人
受給割合	8.2%	8.4%
支給額	52272 千円	58000 千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2025年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2024年4月以降の変更は ()ある ()ない

生活保護基準額の(1.2)倍

※上記生活保護基準に含まれているものに○印を付してください。

(○)生活扶助(基準生活費+加算)、(○)住宅扶助(家賃)、(○)教育扶助、

()前記以外に追加しているもの()

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (2,300,000)円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,808,000)円

④申請書の受付先 (○)市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)

()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費

()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

(○)就学援助の対象としている

()すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費について

1) 一般財源により市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

→ 2024年4月以降の変更は ()ある ()ない

(○)徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

2023年9月から小中学校給食費無償化を実施しました。

2) 重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。

※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間)	年 月～ 年 月
(実施内容)	

1) 一般財源により国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

() 徴収していない (○) 補助・減免を行っている () 検討中 () 行っていない

副食費補助の基準を保護者の市民税所得割額 77,100 円以下まで対象者を拡大しています。また、第3子給食費無償化についても、対象の第3子を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(高校卒業までの年次にある子)を3人以上監護し、その出生の最も早い子から順に数えて第3番目以降となる園児とし、拡大実施しています。

(○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない

(実施期間)	2025年7月～ 2025年9月
(実施内容)	愛知県保育所等給食費軽減対策支援金の財源として活用しています。

保育施設の種類		施設数	
		公立施設	私立施設
認可保育所 ※保育所型認定こども園・へき地保育所を含む		8	18
認定こども園	幼保連携型	5	15
	幼稚園型		
	保育所型(認可保育所と重複)		
	地方裁量型		
地域型保育事業	家庭的保育事業		
	小規模保育事業A型		
	小規模保育事業B型		
	小規模保育事業C型		
	事業所内保育所事業		
	居宅訪問型保育事業		
認可外保育施設	全体数		26
	指導監督基準を満たさない施設		1
	企業主導型保育事業		10

()ある (○)ない ()検討中

() (年 月)公表

()している ()していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

③保護者が育児休業を取得する際のきょうだいの子の退園(いわゆる育休退園)行っていますか。

(○)育休退園を行っている ()保護者が育児休業に入っても入園を継続できる

1)育休退園を行っている場合、育休退園を行っている理由や基準、今後の見通しをご記入ください。

低年齢児の保育需要が高く、受け皿を確保するため、低年齢児に限り育休退園を行っています。

2)育休退園を行っている場合、育休退園となった子どもの延べ人数とその内訳

	延べ人数	0歳児	1歳児	2歳児	その他
2023年度	109	2	44	63	
2024年度	107	7	45	55	

3)再び入園する際の配慮があれば具体的にご記入ください。

④保育施設等に対する指導監査における実地検査について

1)保育士等、現場経験のある専門家は同行していますか。

(○)保育士が同行している ()その他の専門家が同行している ()同行していない

※その他の専門家が同行している場合、具体的にご記入ください。

2)実地による検査ではなく、書面やリモートにて実施する予定はありますか。

()すでに実施している ()予定がある ()予定はない

※すでに実施している、予定がある場合は、実地の検査を行わないこととした理由をご記入ください。

3)指導監査における実地検査以外に、保育施設等を訪問する機会がありますか。

()定期的に訪問している ()特別な事情があれば訪問している ()特にしていない

※訪問している場合、どの種類の保育施設を訪問していますか。

()認可保育所 ()小規模保育事業 ()企業主導型保育事業 ()認可外保育所

※訪問している場合、その理由や目的(職員からの聞き取り、保育の指導、状況把握等)、訪問者などをご記入ください。

⑤保育施設におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)の利用を把握していますか。

()している → ()カ所の施設で利用している (○)していない

1)把握している場合、その把握方法を具体的にご記入ください。

2)把握している場合、以下の状況があった際に指導・指摘等の対象としていますか。

()スポットワークの保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てている場合

()組・グループの保育をスポットワークの保育士のみで行っている場合

()スポットワークの保育士を長期かつ継続的に利用している場合

()その他()の場合 ()特にしていない

⑥保育士の離職防止や保育士確保のために市町村独自の施策や工夫を行っていますか。

(○)市町村独自のとりくみを行っている ()特に行っていない

※市町村独自のとりくみを行っている場合、その内容について具体的にご記入ください。

高校生が参加できる保育者体験を企画し、学校を通じてPRすることで多く学生に周知を図っている。また、民間園と合同で保育フェスを開催し、保育の魅力のPRを行っています。また、新人保育士をサポートするためのメンター制度、スタート研修、専任指導員による訪問指導等を行っています。

⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施状況(予定含む)について

1)実施施設 ※該当する全部を選択してください。

()公立保育園・認定こども園・幼稚園 ()民間保育園・認定こども園・幼稚園

- ()小規模保育事業所 ()家庭的保育事業所 ()地域子育て支援拠点
 ()児童発達支援センター ()その他() ()検討段階にない
- 2)実施方法 ※該当する全部を選択してください。
 ()一般型(在園児合同) ()一般型(専用室独立実施) ()余裕活用型
 ()検討段階にない
- 3)職員配置
 ()正規保育士を配置 ()非正規保育士を配置 ()保育従事者を配置
 ()現体制のまま実施 ()検討段階にない
- 4)事業に対する指導監査・勧告・命令等について
 ()新たに人員を配置 ()外部委託 ()その他()
 ()検討段階にない
- 5)乳児の対象地域
 ()限定する ()検討中 ()限定しない ()検討段階にない
- 6)その他、自治体独自で実施・検討していることなどあれば具体的にご記入ください。

乳児等通園支援事業については、現在検討中です。

6. 障害者施策 担当課(障害福祉課)電話(0566-71-2225)FAX(0566-74-6789)

メールアドレス(shofuku@city.anjo.lg.jp)

- (1)自治体独自の障害者手当 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 ①自治体独自の障害者手当を支給していますか (○)支給している ()支給していない
 ②支給している場合、2025年4月現在の内容をご記入ください。

手当の事業名	障害者扶助料
支給者数	2024年度実績 6,384 人
手当額	※月額または年額のいずれかをご記入ください 月額(最低) 2,000 円 ~ (最高) 6,000 円 年額(最低) 円 ~ (最高) 円
支給対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者。ただし、65歳以上で新規に手帳を取得した人は除く。

- (2)入所施設 ※複数施設の待機者は、名寄せしてご記入ください。

	2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
入所施設設置数	1	1	100%
入所待機者数	不明	不明	
施設入所支援決定者数	74	73	98.6%

- (3)グループホーム

	2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
グループホーム設置数	20	21	100.5%
共同生活援助支給決定数	115	102	88.7%
日中サービス支援型共同生活援助事業所数	2	2	100%
グループホームの運営法人	1)公営	0	100%
	2)社会福祉法人	13	100%
	3)非営利活動法人	5	100%
	4)営利法人	2	150%

- (4)訪問系各サービス

- ①訪問系各サービスの支給状況

サービス	支給者数(人)			最多支給時間数	平均支給時間数
	2024年7月現在	2025年7月現在	前年同月比(%)	2025年7月現在	2025年7月現在
居宅介護	181	183	101.1%	96	15

重度訪問介護	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>87.5%</u>	<u>534</u>	<u>152</u>
行動援護	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>108.3%</u>	<u>14</u>	<u>8</u>
同行援護	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>100%</u>	<u>28.5</u>	<u>11</u>

地域生活支援事業

移動支援	<u>177</u>	<u>190</u>	<u>107.3%</u>	<u>35</u>	<u>6.9</u>
------	------------	------------	---------------	-----------	------------

※最多支給時間は2025年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

②移動支援の報酬単価について

1) 2025年度 1時間あたりの報酬単価(4,040 円)

() 引き上げた () 引き下げた (☒) 変更していない

2) 2026年度

() 引き上げる予定 () 引き下げる予定 (☒) 変更しない予定

※上記1)、2)の改定にあたって参考にしたことがあればご記入ください。

移動支援の単価は障害福祉サービス介護給付費の通院等介助の単価を参考に決定している。
単価改定は障害福祉サービス介護給付費の報酬改定に合わせて実施している。

(5) 短期入所

短期入所支給者数			最多支給日数	平均支給日数	年間180日以上利用可とする支給者数	
2024年7月現在	2025年7月現在	前年同月比(%)			2024年7月現在	2025年7月現在
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>109.4%</u>	<u>30</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	

(6) 介護保険利用を優先することについて

①要介護認定の申請をせず、障害福祉サービスの更新申請の受理について。

() 受理する () 受理しない (☒) その他

受理しない場合、その理由

() 介護保険の利用申請は必須である。

() 要介護認定の申請をしない理由がない。

②要介護認定の申請をしない場合(介護保険を利用しない)、障害福祉サービスの継続利用について

() 65歳の誕生日前日をもって介護保険に相当する障害福祉サービスは打ち切る

() 65歳の誕生日前日をもって支給決定していた障害福祉サービスはすべて失効する

(☒) 介護保険の利用申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることはない

その際の支給期間数(1～36)カ月

(7) 障害者・児虐待について

	養護者による障害者・児虐待		障害者・児福祉施設従事者等による障害者虐待	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
市町村等への相談・通報件数	<u>23 件</u>	<u>13 件</u>	<u>16 件</u>	<u>19 件</u>
市町村等による虐待判断件数	<u>15 件</u>	<u>10 件</u>	<u>8 件</u>	<u>5 件</u>
被虐待者数	<u>15 人</u>	<u>11 人</u>	<u>38 人</u>	<u>8 人</u>

(8) やむを得ない事由による身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の措置

※2024年度措置件数

やむを得ない事由	療養介護等件数 (身障第18条2項 知障16条1項2号)	居宅介護等件数 (身障18条1項 知障15 条の4 児福21条の6)
虐待	<u>0 件</u>	<u>1 件</u>
認知症	<u>0 件</u>	<u>0 件</u>
その他()	<u>0 件</u>	<u>0 件</u>

7. 任意予防接種の助成 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)

メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	・1歳児 ・就学前1年間に該当する児童(年長児)	2,000 円	円	令和5年9月
子どものインフルエンザ	1歳～18歳	1,000 円 生ワクチン の場合 2,000 円	円	平成23年10月
HPVワクチン(18歳以下の男性)		円	円	
RSウイルスワクチン		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌	(定期)	円	2,500 円	
	(任意)	円	円	
带状疱疹ワクチン	(定期)	円	・水痘ワクチン 2,500 円 ・带状疱疹ワクチン 6,500 円	
	(任意)	・水痘ワクチン 3,000 円 ・带状疱疹ワクチン 7,000 円	円	令和5年9月

② 高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
(○) 実施していない () 検討中

8. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)

メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1)産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

2回実施しています。

平成20年4月から開始し、令和5年度母子健康手帳交付対象者分から2回に拡充しています。

(2)5歳児健診を実施していますか。

()実施(予定)している … 開始(予定)年月(年 月)

(○)実施していない

9. 地域の保健・医療 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)

メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1)地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

--

(2)自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策や奨学金制度の内容についてご記入ください。

確保対策:市医師会が運営する看護専門学校への支援を実施しています。

奨学金制度:

【3】国または愛知県に対して市町村独自に提出した意見書の項目と提出年月日をご記入ください。

※2024年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	②安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	④介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を求める意見書	年 月 日
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑦小中学校の給食費無償化を求める意見書	年 月 日
	⑧障害者・児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書	年 月 日
	⑨医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	②加齢性難聴者に対する補聴器購入の補助制度の新設を求める意見書	年 月 日
	③子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	年 月 日
	④学校給食費無償化のための補助制度の新設を求める意見書	年 月 日
	⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床の増床を求める意見書	年 月 日
	⑥医療・介護・福祉等で働く職員の処遇改善、人材確保を求める意見書	年 月 日

※2024年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。